

## 世田谷区特定不妊治療費助成制度の対応について

### 1 主 旨

区は、少子化対策の一環として、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の治療費について、国と都の助成を受けた区民に対して、現在、5万円から10万円の上乗せの助成を実施している。

今般、国は、出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討しており、また、その適用までの間、現行の制度を大幅に拡充する。

今回の国の制度拡充を踏まえ、区の特定不妊治療費助成制度の対応を報告する。

### 2 国の制度拡充の概要（詳細は別紙1及び別紙2参照）

#### （1）要 旨

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成

#### （2）拡充内容

種 別	拡 充 内 容	現 行 制 度
所得制限	撤 廃	730万円未満（夫婦合算所得）
助 成 額	1回30万円	初回30万円、2回目以降15万円
助成回数	1子ごと 6回まで （40歳以上43歳未満は3回）	生涯で通算 6回まで （40歳以上43歳未満は3回）

#### （3）拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

### 3 区の対応について

区は、今回の国の現行制度は拡充されたものの、治療を受ける区民の経済負担は依然、重いものと捉え、現行の特定不妊治療助成制度について、国と同様に所得制限を撤廃し、当面、継続する方向で検討する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年4月以降 区のホームページ等による事業拡充等の周知  
拡充分の申請受付開始

### 5 その他

（1）助成対象の拡大に伴う経費については当面は既存予算で対応しつつ、必要に応じて補正予算等で対応する。

（2）東京都は、国の制度の拡充に伴い、これまで都が独自に行っていた所得上限額の緩和と、2回目の治療についての加算を廃止した。

（3）特定不妊治療の具体的な保険適用の導入日は現段階では明示されておらず、国の補助事業の詳細が確定次第、その内容等について議会へ報告する。

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正  
予算：370億円

## 目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。  
令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算に計上。

## 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回**30万円**  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回**10万円**  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
  - ② 男性不妊治療を行った場合は**30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

### 拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

### 拡充後

- ✓ 所得制限：**撤廃**
- ✓ 助成額：1回**30万円**
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：**変更せず**

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

## 令和3年1月1日以降に終了した治療の支援拡充について

受付を開始しております。期限内に御申請ください。



東京都福祉保健局

# 特定不妊 治療費助成事業

(体外受精・顕微授精)

令和3年1月1日以降に  
終了した治療から  
支援を拡充しました

- 所得要件**
  - ◆所得制限なし
- 助成上限額**
  - ◆「1回の治療」あたり **30万円** (治療ステージ C・F は **10万円**)
  - ◆男性不妊治療 (精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を行った場合は、上記に加え、1回につき **30万円** まで助成
- 助成上限回数**
  - ◆ **1子ごと** に6回まで (40歳以上43歳未満は3回まで)
  - 出産または妊娠12週以降の死産により、助成回数をリセットすることができます。

[拡充について \(PDF : 654KB\)](#)

### 1 対象

#### ◆令和3年1月1日以降に終了した治療

##### <注意>

令和2年12月31日までに終了した治療は、従前の制度が適用されます。

※「1回の治療」が終了した日とは、妊娠の確認の日 (妊娠の有無は問いません。) または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日です。

### 2 申請について

#### ◆現行の様式を使用し、令和3年6月30日 (当日消印有効) までに申請してください。

※様式のダウンロードは[こちら](#)から

※令和3年4月1日以降の申請は全て、令和3年度助成となりますので、住民票等の必要書類は、年度1回目として提出が必要です。

### 3 拡充内容

#### (1) 所得要件について

##### ◆所得制限が撤廃となります。

#### 東京都特定不妊治療費助成

令和3年1月1日以降に終了した治療の支援拡充について

[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う取扱い【所得要件】](#)

[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う取扱い【3月末期限の申請について】](#)

[新型コロナウイルスの感染拡大に伴う取扱い【年齢要件・通算助成回数】](#)

[医療機関のみなさまへ](#)

[東京都特定不妊治療費助成の概要](#)

[指定医療機関](#)

[所得額について](#)

[申請書のダウンロード](#)

[Q & A 集 \(質問と回答\)](#)

## &lt;注意&gt;

所得制限はなくなりましたが、特定不妊治療費助成申請書（第1号様式）内の「前年の所得額」欄の記載は必要です。御夫婦それぞれの所得額を下記により計算の上、御記入ください。

計算の際に使用した書類は、確認書類として提出してください。

## 所得計算方法

住民税課税証明書 住民税額決定通知書の場合	合計所得金額 (または総所得金額等)	-	80,000円 (一律)
源泉徴収票の場合	給与所得控除後の金額		
確定申告書の場合	第一表の所得金額の合計		

## (2) 助成上限額について

## ◆助成上限額を下記のとおり増額します。

	助成上限額
治療ステージA	30万円
治療ステージB	30万円
治療ステージC	10万円
治療ステージD	30万円
治療ステージE	30万円
治療ステージF	10万円
男性不妊治療	30万円

## (3) 助成上限回数について

## ◆特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後（他の自治体での助成も含まれます。）、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数をリセットすることができるようになります。

## &lt;助成回数リセット後の助成上限回数について&gt;

リセット後の助成上限回数は、リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢で下記のとおり再決定します。

回数リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢が <b>40歳未満</b>	通算 <b>6回</b> まで
回数リセット後に初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢が <b>40歳以上43歳未満</b>	通算 <b>3回</b> まで
※1回の治療期間の初日における妻の年齢が <b>43歳以上</b> で開始した治療は全て対象外です。	

## &lt;助成回数リセットの注意点&gt;

助成回数のリセットは希望する方のみが申請できます。必ずしも申請する必要はありません。

助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合があります。御注意ください。

例	リセットしない場合	リセットする場合
妻が39歳の時に2回助成を受け、第1子を出産 その後、41歳になってから、第2子のために治療を再開	残り回数は4回	残り回数は3回

## &lt;助成回数リセットのための提出書類&gt;

助成回数のリセットを希望する場合は、通常の申請書類に、**下記書類を合わせて提出**してください。

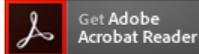
	提出書類	
	必須書類	下記のいずれか1点
出産による回数リセット	助成回数のリセットを希望する旨のメモ (記載例) ○月○日の出産（または死産）による助成回数のリセットを希望します。	◆住民票 ・世帯全員が記載されているもの ・続柄が記載されているもの ・申請日から3か月以内のもの ◆戸籍全部事項証明書 ・申請日から3か月以内のもの
死産による回数リセット		◆死産届

セット

## ◆母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し

※上記で確認できない場合は御相談ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

このページの担当は [少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当 \(03-5320-4375\)](#) です。

[ページの先頭へ戻る](#)[福祉保健モニター](#)[情報公開ポータル](#)[「未来の東京」戦略ビジョン](#)[東京都議会](#)

Twitter



東京都公式動画チャンネル

[お問い合わせ](#)[サイトポリシー](#)[個人情報保護基本方針](#)

東京都福祉保健局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-5320-4032 FAX：03-5388-1400

Copyright © Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.